相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区西日暮里一丁目三九一番地、最後の住所東京都中野区中央二丁目一六番一〇号　被相続人　亡　田村　ヒサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　上村　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区大久保一丁目二六番地、最後の住所東京都東久留米市南沢五丁目一八番三八号カルムコート武蔵野三二八号　被相続人　亡　村上　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日

東京都渋谷区神南一―二二―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市子安町四丁目九番地、最後の住所東京都府中市武蔵台二丁目一二番地の二根岸病院　被相続人　亡　本吉　美一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日

東京都立川市曙町一丁目二五番一二号オリンピック曙町ビル九階田村・佐藤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田村　充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区赤門町一丁目三番地、最後の住所横浜市中区赤門町一丁目三番地　被相続人　亡　三堀　邦彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日

横浜市中区本町二丁目一九番地　弁護士ビル九階　伊藤正一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　伊藤　正一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍、神奈川県綾瀬市落合南四丁目一九番、最後の住所神奈川県綾瀬市落合南四丁目一九番三八号矢部方　被相続人　亡　上田　知津

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日

神奈川県横浜市神奈川区金港町五番地三六東興ビル八階　相続財産管理人　弁護士　小木　正和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県能美市和気町ホ七〇番地、最後の住所石川県野々市市御経塚三丁目四五一番地　被相続人　亡　家　一則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日

石川県野々市市本町五丁目一番四一号タウンビル一階　白山・野々市法律事務所　相続財産管理人　弁護士　春野しおり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市新田塚一丁目七四〇六番地、最後の住所福井市浄教寺町第一号一〇番地　被相続人　亡　玉木　春子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日

福井市順化一丁目二四番四三号　ストークビル福井一番館三階　相続財産管理人　弁護士　後藤　正邦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡河津町見高一二〇番地二、最後の住所静岡県賀茂郡河津町見高一二〇番地の二　被相続人　亡　本間　信耳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日

事務所静岡県賀茂郡河津町笹原三〇〇番地の二　相続財産管理人　司法書士　志賀　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市青木三丁目四七八番地二の四、最後の住所静岡県藤枝市水上一六三番地の一　被相続人　亡　池谷　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日

静岡県藤枝市田沼一丁目一四番二三号　相続財産管理人　司法書士　羽根田龍彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市夢前町前之庄一二六五番地、最後の住所兵庫県神戸市西区井吹台東町二丁目一番地一―五一二号　被相続人　亡　関口満千子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日

兵庫県神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三階中神戸法律事務所　相続財産管理人　弁護士　野上真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市西植田町五七六七番地、最後の住所香川県高松市西植田町五七六七番地一　被相続人　亡　松本モトヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日

高松市丸の内七番二〇号　丸の内ファイブビル五階　相続財産管理人　弁護士　岡　義博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県直方市殿町六四二番地、最後の住所不明　被相続人　亡　上村　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十八日

福岡県直方市須崎町三―三七竹田ビル五階　相続財産管理人　弁護士　山本　健太

第17期決算公告

平成29年4月28日

東京都中央区銀座一丁目8番14号
株式会社ノバレーゼ
代表取締役　荻野　洋基

貸借対照表の要旨　（平成28年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,692,016	流動負債	4,948,249
固定資産	10,735,603	（賞与引当金）	(63,000)
		固定負債	503,155
		株主資本	6,976,214
		資本金	100,000
		資本剰余金	977,199
		その他資本剰余金	977,199
		利益剰余金	6,009,284
		利益準備金	160
		その他利益剰余金	6,009,124
		（うち当期純利益）	(779,761)
		自己株式	△110,268
資産合計	12,427,619	負債・純資産合計	12,427,619